

国海查第 524 号の 2
平成 31 年 3 月 29 日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 澤山 健一 殿

国土交通省 海事局 検査測度課長
重 富 徹



船舶検査の方法の一部改正について(通知)

標記について、特定の事業場及びサービス・ステーションの立入りに関する船舶検査の方法(海検第 40 号(平成 9 年 6 月 16 日))を一部改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行しますのでご連絡いたします。



○船舶検査の方法 附属書H
別記を除き以下のとおり附属書Hの全部を改正する。

(傍線の部分は主な改正部分)	
改正案	
<p><u>工事又は整備等を行う事業場等の証明</u></p> <p><u>この附属書は、以下の工事、整備、装備工事又は解放整備(以下「工事又は整備等」という。)を行う事業場又はサービス・ステーション(以下「事業場等」という。)に適用する。</u></p> <p>(1) 船舶電気ぎざ装置工事</p> <p>(2) 降下式乗込装置の整備</p> <p>(3) GMDSS設備の整備</p> <p>(イ) GMDSS設備とは、GMDSS航海用具及びGMDSS救命設備をいう。</p> <p>(ロ) GMDSS航海用具とは、設備規程にいうナブテックス受信機、高機能グループ呼出受信機、VHFデジタル選択呼出装置、VHFデジタル選択呼出聽守装置、デジタル選択呼出装置及びデジタル選択呼出聽守装置をいう。</p> <p>(ハ) GMDSS救命設備とは、救命設備規則にいう非常用位置指示無線標識装置、浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置、レーダー・トランスポンダー、持運び式双方向無線電話装置及び固定式双方向無線電話装置をいう。</p> <p>(4) 航海用レーダー等の装備工事及び整備</p> <p>航海用レーダー等とは航海用レーダー、電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置をいう。</p> <p>(5) 内燃機関等の解放整備</p> <p>内燃機関等とは、主機又は補機である機関であって、次のサービス・ステーションの区分毎に掲げる連続最大出力以下のディーゼル内燃機関(機付き過給機、ポンプ類等を含む)及びクラッチ等動力伝達装置をいう。</p> <p>(イ) 1種サービス・ステーション 3000 kW</p> <p>(ロ) 2種サービス・ステーション</p>	

2. 申請

管海官庁は、証明を受けようとする事業者に以下の工事又は整備等の区分に応じた証明願(正副各1通)を提出させること。また、証明願には、施設、人員、整備実績等の内容を記載した書類(以下「添付書類」という。)を添付させること。ただし、管海官庁が差し支えないと認める場合は、添付すべき書類の一部の提出を免除することができる。

工事又は整備等	証明願様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1・1
降下式乗込装置の整備	様式 2・1
GMDSS 設備の整備	様式 3・1
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4・1
内燃機関等の解放整備	様式 5・1

3. 証明

管海官庁は、以下の工事又は整備等の区分に応じた施設等の基準(以下「施設等の基準」という。)に適合する事業場等として証明しようとするときは、添付書類に意見を添えて本局首席海事技術専門官(船舶検査官)に伺い出ること。

工事又は整備等	施設等の基準
船舶電気ぎ装工事	別記 1
降下式乗込装置の整備	別記 2
GMDSS 設備の整備	別記 3
航海用レーダー等の装備工事及び整備	別記 4
内燃機関等の解放整備	別記 5

4. 証明書の交付

(1) 管海官庁は、3.の施設等の基準に適合する事業場として証明しようとするときは、事業者に対して以下の工事又は整備等の区分に応じた証明書を交付すること。

工事又は整備等	証明書様式
船舶電気ぎ装工事	様式 1・2
降下式乗込装置の整備	様式 2・2

GMDSS 設備の整備	様式 3-2
航海用レーダー等の装備工事及び整備	様式 4-2
内燃機関等の解放整備	様式 5-2

- (2) 証明の有効期間は 5 年以内とする。
 (3) 管海官庁は、証明願等の内容及び申請者の説明等の検討並びに本局首席海事技術専門官(船舶検査官)の意見を勘案した上で証明書に条件を付すことができる。

5. 立入り

- (1) 管海官庁は、原則として 1 年度に 1 回の割合で次により業務の実施状況を確認し、検証し、評価する。
- (イ) 施設(航海用レーダー等の装備工事及び整備を行う特定の事業場を除く)、人員、器具及び備品類が 3.の施設等の基準に適合するか確認する。
 - (ロ) 工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、できる限り実際の作業状況を確認する。
 - (ハ) (ロ)で実際の作業状況を確認できない場合は、工事又は整備等が、3.の施設等の基準に適合するか、担当者にヒアリングする。
- (2) 前回立入り以降の船舶毎に作成した試験及び検査の成績表を確認する。ただし、ISO9001 の認証を受けている事業者の場合は、直近 1 ヶ月(実績が無い場合は適宜週ること。)の成績表の確認として差し支えなし。
- (3) (1)にかかるらず、管海官庁が随時の立入りを行う必要があると認められる場合には、事前に検査測度課長へ報告すること。

6. 地位の承継

事業場について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後の存続する法人若しくは合併により設立した法人は、事業場の地位を承継する。

7. 証明書の書換え

証明書の記載内容に変更が生じた場合は、書換えを行うこと。

8. 届出

次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)～(二)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。

- (イ) 事業場等の名称又は所在地を変更したとき。
- (ロ) 施設(航海用レーダー等の装備工事を行う特定の事業場を除く)、機器及び備品類を変更しようとするとき。
- (ハ) 以下の人員を変更しようとするとき。

工事又は整備等	人員
船舶電気・装工事	技能者
降下式乗込装置の整備	整備業務実施上の責任者
GMDSS 設備の整備	整備業務実施上の責任者
航海用レーダー等の装備工事及び整備	装備工事及び整備業務実施上の責任者
内燃機関等の解放整備	整備業務実施上の責任者
(二) 社内整備標準(船舶電気・装工事及び整備を行う特定の事業場及び内燃機関等の解放整備を行う特定のサービス・ステーションを除く)を変更しようとす き。	
<u>9. 証明の失効及び取り消し</u>	
(1) 証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失う。	
(イ) 死亡し、又は解散したとき。	
(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。	
(ハ) 証明を辞退したとき。	
(2) 管海官庁は、証明を受けた事業者が次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止することができる。	
(イ) 3の施設等の基準に適合しなくなったとき。	
(ロ) 3の施設等の基準に違反したとき。	
(ハ) 証明に係る物件以外の物件に3の施設等の基準に基づく成績表を作成したとき、又は虚偽の成績表を作成したとき。	
(三) 8の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。	
(3) (2)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。	
<u>10. 書類の保存期間</u>	
事業場等が3の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。	
<u>11. 報告</u>	
管海官庁は、証明書の交付又は書換えを行ったときは、その内容を、また、証明の失効、取り消し又は効力停止を行ったときは、その旨及び理由を検査測度課長に報告すること。	
(附則)	

1. この改正は、平成31年4月1日から施行する。
2. この改正の施行の際現に交付を受けている証明書は、施行日から1年の間、改正された別記様式とみなす。
3. この改正の施行の際現に交付を受けている証明書は、施行日から1年の間で改正後の別記様式に書き換えて交付すること。ただし、有効期限は、施行日から5年以内(2024年3月31日)であって、現に交付を受けている証明書の交付年月日を基準として5年ごとに更新した日に相当する日までとする。

別記を以下のとおり一部改正する。

改正案		現行								
別記 1 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準 (略) 1.~7. (略) 別紙様式 1・1 (略)		別記 1 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準 (略) 1.~7. (略) 別紙様式 1・1 (略)								
別紙様式 1・2 船舶電気ぎ装工事を行う事業場証明書 記号番号	記号番号 證明書 殿	別紙様式 1・2 船舶電気ぎ装工事を行う事業場証明書 記号番号 證明書 殿	記号番号 證明書 殿							
<p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となつてゐる船内供給電圧 500 V 未満の船舶電気ぎ装工事を行う事業場の施設及び能力の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書 H 別記 1)に適合してゐる事業場として下記のとおり証明する。</p> <p>1. 船舶電気ぎ装工事事業場の名称及び所在地 2. 証明に係る工事区分</p>	<p>下記事業場は、平成 9 年 6 月 16 日付け海検第 40 号附属書 H 別記 1 に規定する船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準のうち、船内供給電圧 500 V 未満であつて、総トン数〇〇トン未満の漁船、引き船及び旅客船、総トン数〇〇トン未満の貨物船、並びに総トン数〇〇トン未満の危険物ばら積船に係る基準に適合しているものであることを証明する。</p> <p>記 船舶電気ぎ装工事事業場の名称及び所在地 (新設)</p> <table border="1"><thead><tr><th colspan="3">対象船舶</th></tr></thead><tbody><tr><td>1. 旅客船、漁船、及び引き船 ただし、総トン数 20 トン未満の場合は快遊艇等を含む。</td><td>2. 貨物船(1.に掲げ る貨物船を除く。)</td><td>3. 危険物ばら積船</td></tr><tr><td>総トン数〇〇トン未満(又はすべての 満)</td><td>総トン数〇〇トン未 満</td><td>総トン数〇〇トン未 満(又はすべての 満)</td></tr></tbody></table>	対象船舶			1. 旅客船、漁船、及び引き船 ただし、総トン数 20 トン未満の場合は快遊艇等を含む。	2. 貨物船(1.に掲げ る貨物船を除く。)	3. 危険物ばら積船	総トン数〇〇トン未満(又はすべての 満)	総トン数〇〇トン未 満	総トン数〇〇トン未 満(又はすべての 満)
対象船舶										
1. 旅客船、漁船、及び引き船 ただし、総トン数 20 トン未満の場合は快遊艇等を含む。	2. 貨物船(1.に掲げ る貨物船を除く。)	3. 危険物ばら積船								
総トン数〇〇トン未満(又はすべての 満)	総トン数〇〇トン未 満	総トン数〇〇トン未 満(又はすべての 満)								

船舶	船舶	船舶
<u>注</u>		
1) 水中翼船及びハーフラフト等、特殊な船舶を除く。		
2) 「その他」とは、非旅客フェリー、作業船、引き船、交通船及び巡視船をいう。		
<u>3. 証明の有効期間</u>		
年 月 日 から 年 月 日まで		
(備考)		
(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((口)及び(ハ)にあってはあらかじめ)その旨を届け出ること。		
(イ) 事業場の名称又は所在地を変更したとき。		
(ロ) 施設を変更しようとするとき。		
(ハ) 技能者を変更しようとするとき。		
(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。		
(イ) 死亡し、又は解散したとき。		
(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。		
(ハ) 証明を辞退したとき。		
(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。		
(イ) 施設、器具及び備品類及び技能者が基準に適合しなくなつたとき。		
(ロ) 工事及び点検の方法に違反したとき。		

(備考)		
(1) 次の各号の一に該当する場合は、その旨を届け出ること。		
(イ) 船舶電気ぎ装工事事業者の名称又は船舶電気ぎ装工事事業場の名称を変更したとき。		
(ロ) 施設に変更があつたとき。		
(ハ) 技能者に変更があつたとき。		
(新設)		
(2) 次の各号の一に該当する場合には証明を取消すものとする。		
(イ) 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準に適合しなくなつたとき。		
(ロ) 船舶電気ぎ装工事事業場の施設及び能力の基準のうち、工事及び点検の方法及び書類の作成の基準に違反したとき。		

<p>(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に成績表を作成したとき、虚偽の成績表を作成したとき。</p> <p>(二) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(削除)</p>		<p>(新設)</p> <p>(ハ) (1)の届出を忘れ、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(二) その他管海官庁が証明を取り消すことが適当であると認めるとき。</p>	
<p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係る事業場について証明を受けることができない。</p> <p>(5) 船舶電気装置工事の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。</p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p>		<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>平成 年 月 日</p>	
<p>(削除)</p>		<p>管海官庁 管海官庁の長の氏名 印</p>	
<p>(削除)</p>		<p>別記2 削除</p>	
<p>別記2 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準</p>		<p>別記3 降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基準</p>	
<p>1.、2. (略)</p> <p>3. 人員</p> <p>サービス・ステーションは、乗込装置の適切な整備を行うための十分な技量を有する整備業務実施上の責任者を選任しなければならない。</p> <p>4.、5. (略)</p> <p>6. 書類の作成</p> <p>整備業務実施上の責任者は、船舶毎に作成した整備記録を保管しておかなければならぬ。</p> <p>7. 附則</p> <p>乗込装置サービス・ステーションが膨脹式救命いかだ整備認定事業場を兼ねる</p>		<p>1.、2. (略)</p> <p>3. 整備業務実施上の責任者</p> <p>サービス・ステーションは、乗込装置の適切な整備を行うための十分な技量を有する整備業務実施上の責任者を選任しなければならない。</p> <p>4.、5. (略)</p> <p>6. (新設)</p> <p>乗込装置サービス・ステーションが膨脹式救命いかだ整備認定事業場を兼ねる</p>	

場合は、施設、面積、必要器具、備品類は重複して設備する必要はない。ただし、
乗込装置は膨脹式救命いかだとの整備分担を明確にしておくこと。

別表 (略)

様式 2-1 (略)

様式 2-2

記号番号
降下式乗込装置サービス・ステーション証明書

殿

船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となつてある降下式乗込装置の
整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年
6月16日付海検第40号)附属書H別記2)に適合しているサービス・ステー
ーションとして下記のとおり証明する。

記

1. サービス・ステーションの名称及び所在地

2. 証明に係る乗り込み装置の製造者

3. 証明の有効期間

年 月 日から年 月 日まで

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((一)～(二))にあつてはあらかじ
め)その旨を届け出ること。

(1) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき。

(2) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。

(3) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

(備考)

(1) 次の各号の一に該当する場合は、その旨を届出ること。

(i) サービス・ステーションの名称を変更したとき。

(ii) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき又はこれらの変更があつた
とき。

(iii) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。

場合は、施設、面積、必要器具、備品類は重複して考慮する必要はない。ただし、
乗込装置は膨脹式救命いかだとの整備分担を明確にしておくこと。

別表 (略)

別紙様式 3-1 (略)

別紙様式 3-2

記号番号
証明書

殿

下記サービス・ステーションは、平成9年6月16日付け海検第40号附属
書H別記3に規定する降下式乗込装置サービス・ステーションの施設等の基
準のうち、社の降下式乗込装置のサービス・ステーションとして適合してい
るものであることを証明する。

記

サービス・ステーションの名称及び所在地

(新設)

(新設)

		(iv) 管海官庁が検査の方法附属書F 整備基準中に定められた降下式乗込装置整備基準に適合すると認めた社内整備標準を変更しようとするとき。
(二)	装置整備基準に適合すると認めた社内整備標準を変更しようとするととき。	
(2)	次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。	
	(1) 死亡し、又は解散したとき。	
	(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。	
	(ハ) 証明を辞退したとき。	
(3)	次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。	
	(1) 施設、器具及び備品類及び整備事業実施上の責任者が基準に適合しなくなつたとき。	
	(ロ) 社内整備標準に違反したとき。	
	(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。	
(二)	(1)の届出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。	
(4)	(3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションにについて証明を受けることができない。	
(5)	降下式乗込装置の整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。	
(6)	管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。	
	年 月 日	管海官庁 管海官庁の長の氏名 印
		平成 年 月 日
		管海官庁 管海官庁 氏名 印

別記3 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準	別記4 GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準
<p>1.~3. (略)</p> <p>4. <u>人員</u> サービス・ステーションは、GMDSS 設備の適切な整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する整備業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する整備技術者を有しなければならない。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>書類の作成</u> <u>整備業務実施上の責任者は、船舶毎に作成した整備記録を保管しておかなければならぬ。</u></p> <p>様式3-1 (略)</p>	<p>1.~3. (略)</p> <p>4. <u>整備業務実施上の責任者及び整備技術者</u> サービス・ステーションは、GMDSS 設備の適切な整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する整備業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する整備技術者を有しなければならない。</p> <p>5. (略)</p> <p>6. <u>(新設)</u></p>
<p>別紙様式4-1 (略)</p> <p>様式3-2</p> <p>GMDSS 設備サービス・ステーション証明書</p> <p>記号番号</p> <p>殿</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている GMDSS 設備の整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H 別記3)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。</p> <p>記 1. サービス・ステーションの名称及び所在地 2. 証明に係る GMDSS 設備の範囲 3. 整備業務実施上の責任者の氏名 4. <u>証明の有効期間</u> 年 月 日 から 年 月 日まで</p>	<p>記 1. サービス・ステーションの名称及び所在地 2. 証明に係る GMDSS 設備の範囲 3. 整備業務実施上の責任者の氏名 4. <u>(新設)</u></p>

<p>(備考)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((口)～(二)にあってはあらかじめ)<u>その旨を届け出ること。</u></p> <p>(1) サービス・ステーションの名称又は所在地を<u>変更したとき。</u></p>	<p>(ii) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき。</p> <p>(iii) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき。</p> <p>(iv) 社内整備標準を変更しようとするとき。 (新設)</p>	<p>(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。</p> <p>(1) 死亡し、又は解散したとき。</p> <p>(2) 証明に係る事業を廃止したとき。</p> <p>(3) 証明を辞退したとき。</p>	<p>(2) 次の各号の一に該当する場合であつて、不適当と認める場合は、証明を取り消すものとする。</p> <p>(i) GMDSS 設備サービス・ステーションの施設等の基準に適合しなくなったとき。 (ii) 社内整備標準に違反したとき。 (iii) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。 (新設)</p>	<p>(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。</p> <p>(1) 施設、機器及び備品、整備業務実施上の責任者及び整備技術者が基準に適合しなくなつたとき。</p> <p>(2) 社内整備標準に違反したとき。</p> <p>(3) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。</p> <p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。</p>	<p>(5) GMDSS 設備の整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は</p> <p>(新設)</p>
---	---	---	--	---	---

<p><u>5年とする。</u></p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p> <p><u>年 月 日</u></p> <p>管海官庁 管海官庁の長の氏名 印</p>	<p>(新設)</p> <p><u>平成 年 月 日</u></p> <p>管海官庁 氏名 印</p>
<p>別記4 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 人員</p> <p>事業場は、航海用レーダー等の設備の適切な装備工事及び整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する技術者を有しなければならない。</p> <p>3. 4. (略)</p> <p>5. 書類の作成</p> <p>整備業務実施上の責任者は、船舶毎に作成した装備・整備記録を保管しておかなければならぬ。</p> <p>別紙様式4-1 (略)</p> <p>別紙様式4-2</p> <p>航海用レーダー等装備・整備事業場証明書</p> <p>殿</p>	<p>別記5 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 業務実施上の責任者及び技術者</p> <p>事業場は、航海用レーダー等の設備の適切な装備工事及び整備を行うための十分な技量及び関係法規等の知識を有する業務実施上の責任者並びに適切な技量及び知識を有する技術者を有しなければならない。</p> <p>3. 4. (略)</p> <p>5. (新設)</p> <p>別紙様式5-1 (略)</p> <p>別紙様式5-2</p> <p>證明書</p> <p>殿</p> <p>記号番号</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となつてゐる航海用レーダー、</p>

<p>電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備を行う事業場の施設等の基準(船舶検査の方法(平成9年6月16日付海検第40号)附属書H別記4)に適合している事業場として下記のとおり証明する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称及び所在地 2. 証明に係る設備の範囲 3. 装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名 (新設) 4. 証明の有効期間 年 月 日 から 年 月 日まで <p>(備考)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当する場合は、速やかに((ロ)～(ニ)にあつてはあらかじめ)その旨を届け出ること。</p> <p>(イ) 事業場の名称又は所在地を変更したとき。 (ロ) 機器及び備品類を変更しようとするとき。 (ハ) 装備工事及び整備業務実施上の責任者又は技術者を変更しようとするとき。</p> <p>(二) 社内装備・整備標準を変更しようとするとき。</p> <p>(1) 死亡し、又は解散したとき。 (ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。 (ハ) 証明を辞退したとき。</p> <p>(2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。</p> <p>(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めて</p>	<p>電子プロッティング装置、自動物標追跡装置、自動衝突予防援助装置、船舶自動識別装置(これに接続された衛星航法装置を含む。)、航海情報記録装置及び簡易型航海情報記録装置の装備工事及び整備を行う事業場として下記のとおり証明する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 事業場の名称及び所在地 2. 証明に係る設備の範囲 3. 装備工事及び整備業務実施上の責任者の氏名 4. 証明の有効期間 (新設) <p>(備考)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当する場合は、その旨を届け出ること。</p> <p>(イ) 事業場の名称又は所在地を変更したとき。 (ロ) 施設、機器及び備品類を変更したとき。 (ハ) 装備工事及び整備業務実施上の責任者を変更したとき。</p> <p>(iv) 社内装備・整備標準を変更したとき。 (新設)</p> <p>(2) 次の各号の一に該当する場合であつて、不適当と認める場合は、証明を取</p>
--	--

<p>その証明の効力を停止するものとする。</p> <p>(1) 機器及び備品類、業務実施上の責任者及び技術者が施設等の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(ロ) 社内装備・整備標準に違反したとき。</p> <p>(ハ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に装備・整備記録を作成したとき、又は虚偽の整備記録を作成したとき。</p> <p>(二) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。</p> <p>(5) 航海用レーダー等の装備工事及び整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。</p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p>		<p>り消すものとする。</p> <p>(i) 航海用レーダー等装備・整備事業場の施設等の基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(ii) 社内装備・整備標準に違反したとき。 <u>(新設)</u></p> <p>(iii) (1)の届出を怠り、又は虚偽の届出をしたとき。 <u>(新設)</u></p> <p>(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。</p> <p>(5) 航海用レーダー等の装備工事及び整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。</p> <p>(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。</p>	
<p>別記5 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3. <u>人員</u></p> <p>サービス・ステーションは、第1表に掲げる技能者を有していないければならない。</p> <p>また、サービス・ステーションで船用機関の整備に従事する人員の1/4以上は第2表の種別3の技能者又はこれと同等以上の者であること。</p>		<p>別記6 内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準</p> <p>1.、2. (略)</p> <p>3. <u>整備業務実施上の責任者等</u></p> <p>サービス・ステーションは、第1表に掲げる区分毎に、第2表に掲げる技能者を有していないければならない。</p> <p>また、サービス・ステーションで船用機関の整備に従事する人員の1/4以上は第2表の種別3の技能者又はこれと同等以上の者であること。</p>	
<p>第1表 (略)</p>		<p>第1表 (略)</p>	

4.~6. (略)
様式 5-1 (略)

4.~6. (略)
別紙様式 6-1 (略)

<p>記号番号 <u>内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書</u> 殿</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書 H 別記 5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。</p> <p>記号番号 <u>内燃機関等解放整備サービス・ステーション証明書</u> 殿</p> <p>船舶安全法の規定に基づく船舶検査の対象となっている内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準(船舶検査の方法(平成 9 年 6 月 16 日付海検第 40 号)附属書 H 別記 5)に適合しているサービス・ステーションとして下記のとおり証明する。</p>	<p>記号番号 <u>別紙様式 6-2</u> 説明書</p> <p>下記の事業者は、船舶検査の方法附属書 H 別記 6 に規定する 1 種サービス・ステーション/2 種サービス・ステーションの内燃機関等の解放整備を行うサービス・ステーションの施設等の基準に適合しているものであることを証明する。</p> <p>記 事業者の名称及び所在地 (新設) (新設)</p> <p>1. 事業者の名称及び所在地 2. 証明に係る解放整備を行う内燃機関等の区分 3. 証明の有効期間 年 月 日 から 年 月 日まで</p> <p>(備考)</p> <p>(1) 次の各号の一に該当する場合は、その旨を届け出ること。 (1) サービス・ステーションの名称又は所在地を変更したとき (2) 施設、機器及び備品類を変更しようとするとき (3) 整備業務実施上の責任者を変更しようとするとき (2) 次の各号の一に該当するときは、証明は、その効力を失うものとする。</p>
---	--

(1) 死亡し、又は解散したとき。	
(ロ) 証明に係る事業を廃止したとき。	
(ハ) 証明を辞退したとき。	
(3) 次の各号の一に該当するときは、その証明を取り消し、又は期間を定めてその証明の効力を停止するものとする。	
(ア) 施設、機器及び備品類、整備業務実施上の責任者及び技能者が施設等の基準に適合しなくなったとき。	
(イ) 書類の保管の基準に違反したとき、証明に係る物件以外の物件に整備点検記録を作成したとき、又は虚偽の整備点検記録を作成したとき。	
(ハ) (1)の届け出を怠り、又は虚偽の届け出をしたとき。	
(ロ) (削除)	
(4) (3)により証明を取り消され、その取り消しの日から二年を経過しない者は、当該取り消しに係るサービス・ステーションについて証明を受けることができない。	
(5) 内燃機関等の解放整備の施設等の基準に基づき作成した書類の保管期限は5年とする。	
(6) 管海官庁による定期的な現場確認に協力すること。	
年 月 日	管海官庁の長の氏名 印
	管海官厅 氏名 印
	管海官厅 氏名 印